

[事案 2020-374] 新契約無効請求

・令和3年10月4日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-339] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年7月に募集代理店を通じて契約した変額保険4件について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、契約後に保険料の支払いが困難となった場合には、いつでも払済保険に変更できると説明されたため、4つに分けて契約したが、1年後に払済保険に変更しようとしたところ、変更後の保障額が保険会社所定の保険金額に満たないことを理由に、変更ができなかった。
- (2) 募集人には、学資のための保険を希望すること、かつ、万一の保障も必要であること伝えていたが、本契約は資産運用目的の保険であった。
- (3) 解約返戻金額が保険料累計額よりも少なくなる場合があることは理解していたが、減少幅について誤信していた。
- (4) 令和2年9月頃に募集人に電話で解約を申し出た際、怒鳴られた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約から10年経過以降は払済保険に変更する方法もあると説明したに過ぎず、短期間で払済保険に変更することを前提とした提案はしていない。
- (2) 契約の分割は申立人が希望したためである。
- (3) 本契約は学資目的としても活用できる。また、死亡保障も付いており、終身保険への変更プランも備わっている。
- (4) 募集人は申立人に対し、設計書に記載されている運用実績ごとの既払込保険料と解約返戻金額の一覧表を使用して説明している。
- (5) 申立人から解約の申出があった際に、募集人が怒鳴った事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約後いつでも払済保険に変更できると誤信していたこと等を理由とした契約の無効は認められないもの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約申込書控には申込日付が記入されていないが、申込日付はクーリング・オフ期間の起算点ともなり得る情報であり、申込者が確認するために必要な事項であるため省略はできない。

- (2) 変額保険申込時確認書控には、日付のほか、「投資経験等に関する確認事項」にチェックがないが、本書面は、申込者が契約内容の理解や適合性を事後的に確認するための資料であることから、確認事項が記入されたものを申込者に交付する必要があった。
- (3) 募集人は、仮に4つに分けずに契約していた場合、契約から1年経過した時点で払済保険に変更できた可能性があるとして述べるものの、小口に分けて契約した場合に、払済保険への変更可能時期が遅くなることを注意喚起したことは窺われない。申立人は、将来払済保険に変更しやすくするために契約を4つに分けていることから、契約を小口に細分化した場合に、払済保険に変更できる時期が遅くなることの説明も、募集人にはサービスレベルで求められた。
- (4) 募集人が怒鳴った事実は認定できないが、一般論として、顧客に対する話調については、誤解が生じないように十分に留意する必要がある。